

公益財団法人近江兄弟社 ヴォーリズ居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 公益財団法人近江兄弟社(以下「財団」という)が実施する指定居宅介護支援の事業(以下「本事業」という)は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるように、サービスの種類、内容等を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。
 4. 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、その他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携につとめる。
 5. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 公益財団法人近江兄弟社 ヴォーリズ居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 滋賀県近江八幡市北之庄町492

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 公益財団法人近江兄弟社 ヴォーリズ居宅介護支援事業所(以下「本所」という)に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名

(管理者の職務)

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従業者の管理、本事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、自らも本事業の提供にあたるものとする。

- (2) 介護支援専門員2名以上

(介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

- (3) その他補助職員

管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、公益財団法人ヴォーリズ記念病院の就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間対応できる体制をとる。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 本所の相談室
- (2) 使用する課題分析表の種類 居宅サービス計画がトライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所 本所の相談室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ訪問する。その他、必要に応じ随時訪問する。
- (5) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマル含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

(通常の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、近江八幡市とする。

(利用料金)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受理サービスであるときは利用者負担はない。

2. 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合、次の額を徴収する。
(通常の実施地域を超えた地点より 1km あたり 36円)
3. 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。
4. その他、利用料について支払いに困難な状況が発生した場合は、管理者と利用者等との協議の上、減額又は免除することができる。

(苦情処理)

第9条 提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(人権への配慮等)

第10条 本事業は利用者の人権の擁護、虐待防止、**身体的拘束等の適正化の推進**のため責任者を配置し、必要な体制整備を行い、委員会の開催を行い、その職務に当たる介護支援専門員に対し研修の機会を確保する。

2. **虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について**

て、従業者に周知徹底を図る。

3. 虐待防止のための研修を定期的実施する。

4. 利用者の生命または身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わないこととする。

5. 緊急やむを得ない場合は、その際の利用者の心身の状態並びに理由等を記載し、その記録は5年間保存とする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害発生にも本事業が継続できるよう、他の指定居宅支援事業所・市町村・地域包括センター等との連携協力体制を構築し、利用者に対し災害時の安心確保を図る。

(業務継続に向けた取り組み)

第12条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制が構築できるように、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を行う。

(感染症対策)

第13条 感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を行う。

(ハラスメント対策)

第14条 適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行う。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告する。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 本事業の社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けることとともに業務体制を整備する。

2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。

3. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は財団と本事業の管理者との協議に基づいて別に定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年6月1日改正

平成15年12月改正

平成19年7月23日改正

平成23年6月27日改正

平成24年4月1日改正

平成27年4月1日改正

令和2年2月1日改正

令和3年4月1日改正

令和6年4月1日改正